

平成18年6月9日

株 主 各 位

福島県いわき市小名浜字高山34番地

日本化成株式会社

取締役社長 松 永 正 大

第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととご推察申し上げます。

さて、当社第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日おさしつかえの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否を表示してご押印のうえ、平成18年6月26日までに当社に到着するようご送付いただきたく、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 福島県いわき市小名浜字高山34番地
当社小名浜本社会議室
3. 会議の目的事項
報告事項 (1) 第92期（皇平成17年4月1日～皇平成18年3月31日）営業報告書、連結貸借対照表、連結損益計算書、貸借対照表及び損益計算書報告の件
(2) 第92期（皇平成17年4月1日～皇平成18年3月31日）会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 第92期利益処分案承認の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件
議案の要領は、後記の「議決権行使についての参考書類」の29頁から38頁までに記載のとおりであります。 |
| 第3号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第5号議案 | 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件 |

平成18年5月1日付で会社法が施行されましたが、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（整備法）第90条の規定に基づき、本定時株主総会の権限及び手続きについては、商法の規定によります。

以 上

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

添 付 書 類

(添付書類 1)

営 業 報 告 書

(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

1. 企業集団の営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過及び成果

(a) 営業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、グローバルな景気回復を背景にした企業収益の改善及び設備投資の増加が進み、また個人消費も底堅い伸びを示すなど、国内民間需要に支えられて景気は緩やかな回復基調にあります。しかしながら、原材料価格の高止まり等、当社を取り巻く環境は依然厳しい状況でありました。

このような情勢の下、当社グループは、当連結会計年度（平成17年度）を初年度とする新中期計画「New DS Plan 21」（= New Dynamic Speciality Plan 21）を策定し、実行にとりかかりました。

すなわち、アンモニア系製品事業及びメタノール・ホルマリン事業を基盤事業として、更に一層の合理化・効率化を推し進め収益向上を図る一方、合成石英事業、タイク・タイク誘導品事業を集中事業として、経営資源・技術力を効率的・集中的に投入し事業の拡大を図ってまいりました。

また、再編・再構築事業を明確にし、ジメチロールブタン酸事業及びウロトロピン事業から撤退するなど、事業構造改革を着実に進めてまいりました。

これに加え、製品価格の是正、販売数量の確保等、営業活動に一層注力するとともに、引き続き徹底したコスト削減を推進し、業績の維持向上に努めました。

この結果、当連結会計年度の売上高は469億1千2百万円（前期比32.5%増）となりました。損益におきましては、営業利益は18億7百万円（前期比102.8%増）、経常利益は18億5千7百万円（前期比113.7%増）となりました。一方、当期の純損益につきましては、「小名浜工場のユーティリティ合理化に伴うボイラー発電設備等の停止」に伴う固定資産減損損失等を特別損失として5億1百万円計上したことにより、8億9千3百万円の利益となりました。

(b) 部門別の状況

(無機化学品事業)

硝酸、液安等のアンモニア系製品は、平成16年12月1日付で三菱化学㈱から当社へ事業集約しましたが、当連結会計年度は年間を通して売上増に寄与しました。ゴム用カーボンブラックは、主要ユーザーが堅調に推移したことにより売上高は増加しました。また、平成17年4月1日付で新たに合成石英事業を三菱化学㈱か

ら譲り受け、アンモニア系製品同様、年間を通して売上増に寄与しております。

その結果、部門全体の売上高は206億7千2百万円（前期比122.1%増）となりました。

（機能化学品・化成品事業）

脂肪酸アמיד、タイク（ゴム、プラスチック架橋助剤）は、数量は伸び悩みましたが売上高は若干増加しました。電子工業用高純度薬品は、IT関連需要が好調であることから売上高は増加しました。

メタノール及びホルマリンは、原料メタノールの国際市況高騰の影響を大きく受け、売上高は若干増加しました。木材加工用接着剤は、住宅建設の着工件数が増加傾向にあり増販となり、売上高は増加しました。

その結果、部門全体の売上高は170億1千9百万円（前期比3.8%増）となりました。

（エンジニアリング事業）

一般プラント工事の受注に努めましたが、期前半に伸び悩んだことが響き、売上高は減少しました。

その結果、部門全体の売上高は49億2千4百万円（前期比7.7%減）となりました。

（その他事業）

産業廃棄物処理関連業は、概ね前期並みの売上高となりました。貨物運送・荷役業の売上高は若干減少しました。

その結果、その他事業全体の売上高は42億9千7百万円（前期比1.4%減）となりました。

（2）企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は23億9百万円で、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

活性汚泥設備増強工事（当社小名浜工場）

エアゾールガス供給設備設置工事（当社小名浜工場）

当連結会計年度末において継続中の主要設備

混酸船積受入配管更新工事（当社小名浜工場）

（注）設備投資の総額には、当社が平成17年4月1日付で三菱化学㈱から譲り受けた合成石英事業に係る製造設備等の購入額を含んでおります。

（3）企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度末現在の借入金の合計額は172億4千4百万円であり、前期末に比べ23億7千8百万円の減少となっております。

(4) 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移
 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第 89 期 (平成14年度)	第 90 期 (平成15年度)	第 91 期 (平成16年度)	第 92 期 (平成17年度) (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	29,627	29,132	35,395	46,912
経 常 利 益(百万円)	597	601	869	1,857
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	523	248	345	893
1株当たり当期純利益 又は当期純損失()	4円98銭	2円36銭	3円28銭	8円50銭
総 資 産(百万円)	37,544	36,743	42,021	42,037

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 第90期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
3. 第91期から旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2に規定する連結計算書類を作成しております。
4. 第91期から固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会)及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号))が平成16年3月31日に終了する連結会計年度に係る計算書類から適用できることになったことに伴い、同連結会計年度から同会計基準及び同適用指針を適用しております。
5. 第89期は、需要の低迷、製品市況の軟化等に加え、当社の肥料事業を三菱化学アグリ㈱に営業譲渡したことにより、売上高は前期を下回りました。
6. 第90期は、売上高は前期に比べ減少となりましたが、製品価格の是正に努める一方、市場開拓による販売数量の確保等営業活動に一層注力したことにより、前期に三菱化学アグリ㈱へ営業譲渡した肥料事業を除いて比較すると若干の増加となりました。
7. 第91期は、平成16年12月1日付をもって三菱化学㈱と当社が行っていたアンモニア系製品事業を当社に集約統合したこと等により、売上高は前期を上回りました。

当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第 89 期 (平成14年度)	第 90 期 (平成15年度)	第 91 期 (平成16年度)	第 92 期 (平成17年度) (当 期)
売 上 高(百万円)	19,420	17,103	21,722	33,955
経 常 利 益(百万円)	324	318	323	1,436
当期純利益(百万円)	416	213	812	406
1株当たり当期純利益	3円97銭	2円2銭	7円73銭	3円87銭
総 資 産(百万円)	28,056	26,921	31,697	32,975

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 第90期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
3. 第91期から固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会)及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号))が平成16年3月31日に終了する営業年度に係る計算書類から適用できることになったことに伴い、同営業年度から同会計基準及び同適用指針を適用しております。

(5) 企業集団の対処すべき課題

日本経済は、米国や中国を中心とした世界経済の着実な回復に伴う企業収支の改善を受け、消費及び設備投資は引き続き増加し、民間需要中心の緩やかな回復を続けるとみられますが、とりわけ原燃料価格の動向が当社グループに与える影響は大きく、当社の基盤事業であるアンモニア系製品事業及びメタノール・ホルマリン事業等を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあると考えております。

このような情勢の中で、当社グループは、事業ポートフォリオ改革プログラムに沿って、集中事業(タイク及び合成石英)と育成事業(ディーゼル車脱硝用高品位尿素水、紫外線硬化樹脂等)の育成強化に注力して、収益の安定化、さらなる収益の向上を図りたいと考えております。

さらに、小名浜・黒崎それぞれの工場の合理化・効率化を一層推し進めるとともに、両工場が連携することにより、さらなる効率化も追求してまいります。

当社グループは、以上のとおり新中期計画の達成に向け一丸となって邁進していく所存であります。

一方、コーポレートガバナンス(企業統治)につきましては、当社グループ全従業員へのコンプライアンスの意識の徹底に努め、引き続きコンプライアンスの体制を整備してまいります。

また、会社法施行に伴い内部統制システム構築の基本方針を制定し、今後、必要な体制の整備に取り組んでまいります。

2. 会社の概況（平成18年3月31日現在）

(1) 企業集団の主要な事業内容

セグメント名	主 要 製 品 名
無機化学品事業	アンモニア系製品（液安、硫酸、硝酸、硝酸塩類、硫酸、混酸、液体尿素、高品位尿素水等）、ゴム用カーボンブラック、合成石英等
機能化学品・化成事業	紫外線硬化樹脂、脂肪酸アמיד、ワックス、タイク（ゴム、プラスチック架橋助剤）、有機フィラー、医農薬中間体、電子工業用高純度薬品、2 - ピロリドン（有機溶剤）、キルパー（土壌殺菌剤）、メタノール、ホルマリン、工業用尿素、硫酸、接着剤、蒸溜事業等
エンジニアリング事業	プラント設計・建設・修繕、建築、土木等
その他事業	貨物運送・荷役業、サービス関連業（石油販売業、自動車整備業、熱供給業、産業廃棄物処理関連業）等

(2) 企業集団の主要な事業所及び工場

当社

営業所	東京本社（東京都中央区）、小名浜本社（福島県いわき市）、西日本支店（大阪府大阪市、愛知県名古屋、福岡県福岡市）
事業所	小名浜工場（福島県いわき市）、黒崎工場（福岡県北九州市）

重要な子法人等及び関連会社

日化エンジニアリング(株)、日化運輸(株)、日化トレーディング(株)、小名浜海陸運送(株)	本社（福島県いわき市）
小名浜蒸溜(株)、日化新菱(株)	本社・工場（福島県いわき市）

(3) 株式の状況

会社が発行する株式の総数	200,000千株
発行済株式の総数	105,115千株
株主数	7,988名（前期末比684名増）

大株主の状況

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率	持 株 数	出 資 比 率
	千株	%	千株	%
三菱化学株式会社	55,450	52.75		
三菱商事株式会社	12,750	12.13		
株式会社みずほコーポレート銀行	3,700	3.52		
東京海上日動火災保険株式会社	1,254	1.19		
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	1,120	1.07		
日 新 建 物 株 式 会 社	969	0.92		
三菱UFJ信託銀行株式会社信託口	664	0.63		

(注) 株式会社みずほコーポレート銀行の完全親会社である株式会社みずほホールディングスは株式会社みずほフィナンシャルグループの完全子会社であります。当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式11株（出資比率0%）を所有しております。

(4) 自己株式の取得、処分、消却及び保有

取得した自己株式

普通株式 3,220株

取得価額の総額 997千円

処分した自己株式

普通株式 株

処分価額の総額 円

決算期において保有する自己株式

普通株式 15,724株

(5) 従業員の状況

企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減
802名	37名増

当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
327名	67名増	42.5才	14.5年

- (注) 1. 当社従業員数には、当社から他の会社への出向者、退職者、労組専従者を含んでおりません。
2. 当社従業員数は、前期末に比較し67名増加しておりますが、主な原因は平成17年4月1日をもって三菱化学㈱の合成石英事業を当社が譲り受けたことに伴う、同社からの出向者の増加によるもの及び平成18年3月31日をもって当社100%子会社の日化ビジネスサービス㈱を当社に吸収合併したことに伴う同社からの復職者・転籍者の増加によるもの等であります。

(6) 企業結合の状況 親会社との関係

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
㈱三菱ケミカルホールディングス	50,000 百万円	52.84 (52.84) %	子会社の株式保有及び経営管理
三菱化学㈱	145,086	52.84 ()	化学製品の製造、加工及び販売

- (注) 1. 平成17年10月3日付にて、当社の親会社である三菱化学㈱が、株式移転により設立された㈱三菱ケミカルホールディングスの100%子会社となったことに伴い、㈱三菱ケミカルホールディングスについても当社の親会社に該当することとなりました。
2. 親会社等の議決権所有割合欄の()内は、間接所有割合で、内数であります。

三菱化学㈱は、当社の親会社のうち、株式を直接保有する親会社であり、同社は当社の株式を55,450千株（議決権比率52.84%）保有しております。

当社は、同社グループにおける機能化学セグメントに属し、同社に対する営業上の主な取引は、無機化学品の原料の購入、製品の販売等であります。

重要な子法人等及び関連会社の状況

(子法人等)

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
日化エンジニアリング(株)	100 百万円	100.00%	プラント設計・建設、建築、土木、保全工事業
日化運輸(株)	60	100.00	貨物自動車運送業
小名浜蒸溜(株)	80	100.00	有機溶剤等の蒸溜・精製
日化トレーディング(株)	60	100.00	化学製品・建築資材・燃料の販売業
日化新菱(株)	50	60.00	産業廃棄物のリサイクル及び中間処理

(関連会社)

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
小名浜海陸運送(株)	150 百万円	30.09%	港湾荷役業

企業結合の経過

当社の100%子会社であった日化ビジネスサービス(株)については、平成18年3月31日をもって当社に吸収合併いたしました。

また、当社は、平成18年3月23日に開催の取締役会で、当社100%子会社である日化エーピーサービス(株)の事業の全部を平成18年9月30日付をもって廃止することを決議いたしました。

廃止する事業の内容

自動車の整備・販売事業

廃止する事業の損益の状況（平成18年3月期実績）

売上高 340百万円

営業利益 0百万円

企業結合の成果

当社の重要な連結子法人等及び関連会社は10社で、連結売上高は469億1千2百万円（前期比32.5%増）、営業利益は18億7百万円（前期比102.8%増）、経常利益は18億5千7百万円（前期比113.7%増）となりました。一方、当期純利益は8億9千3百万円となりました。

(7) 主要な借入先

借入先	借入額(残高)	借入先が有する当社の株式	
		持株数	出資比率
	百万円	千株	%
㈱みずほコーポレート銀行	3,500	3,700	3.52
農林中央金庫	3,250		
三菱UFJ信託銀行(株)	1,780	664	0.63
㈱三菱東京UFJ銀行	1,450		

(8) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当又は主な職業
取締役社長 (代表取締役)	松 永 正 大	
常務取締役	大 兼 勝 彦	小名浜工場・黒崎工場担当、RC (品質保証、環境、保安・安全)、NKC活動担当
取 締 役	首 藤 静 夫	総務経理部・人事部担当
取 締 役	斎 藤 和 芳	機能化学品事業部長
取 締 役	高 田 忠 廣	化成品事業部長
取 締 役	五十嵐 俊 明	小名浜工場長
取 締 役	越 智 仁	経営企画部長 兼 三菱化学㈱ 機能化学企画部門無機部長
取 締 役	原 山 博 志	三菱化学㈱ 常務執行役員 (機能化学セグメント分担)
取 締 役	安 田 正 介	三菱商事㈱ 執行役員 機能化学品本部長
監査役(常勤)	川 村 邦 生	
監査役(常勤)	門 屋 利 男	
監 査 役	内 藤 明	三菱化学㈱ 執行役員 機能化学企画部門長
監 査 役	山 口 和 親	三菱化学㈱ 理事 機能化学企画部門 管理部長

- (注) 1. 取締役原山博志及び安田正介の両氏は、旧商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
2. 監査役川村邦生、門屋利男、内藤明及び山口和親の4氏は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
3. 当営業年度中の取締役及び監査役の異動は、次のとおりであります。
- (1) 平成17年6月29日開催の第91回定時株主総会において、首藤静夫、五十嵐俊明及び越智仁の3氏は取締役に、内藤明氏は監査役に、それぞれ新たに選任され就任いたしました。
 - (2) 平成17年6月29日開催の第91回定時株主総会終結の時をもって、一万田道敏、吉村完、瀧澤寛、齋藤征雄及び吉田栄喜の5氏は取締役を、それぞれ任期満了により退任いたしました。
 - (3) 平成17年6月29日開催の第91回定時株主総会終了後の取締役会の決議において、松永正大氏は代表取締役社長に、また大兼勝彦氏は常務取締役に、それぞれ新たに選任され就任いたしました。
 - (4) 平成17年6月29日開催の第91回定時株主総会終了後、監査役の互選により、川村邦生及び門屋利男の両氏が常勤監査役に、それぞれ選任され就任いたしました。

4. 平成18年4月1日付をもって、次のとおり取締役の担当又は主な職業が変更となっております。

地 位	氏 名	担当又は主な職業
取 締 役	齋 藤 和 芳	日化新菱(株)顧問
取 締 役	越 智 仁	経営企画部長 兼 三菱化学(株) 機能化学本部 無機グループ グループマネジャー
取 締 役	原 山 博 志	三菱化学(株) 常務執行役員 情報電子・電池本 部部長
監 査 役	内 藤 明	三菱化学(株) 執行役員 機能化学本部長 兼 食 品機能材部長
監 査 役	山 口 和 親	三菱化学(株) 理事 経理部長 兼 (株)三菱ケミカ ルホールディングス 理事 経営管理室部長

(9) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

当社及び当社子法人等が会計監査人に支払うべき報酬 等の合計額	24百万円
のうち当社及び当社子法人等が財務書類の監査また は証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	24百万円
のうち当社が支払うべき会計監査人としての報酬等 の額	24百万円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と「証券取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、 の金額には「証券取引法」に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(10) 企業集団の決算期後に生じた重要な事実

該当する事項はありません。

(添付書類 2)

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	20,892	流動負債	26,057
現金・預金	1,032	支払手形及び買掛金	7,805
受取手形及び売掛金	14,815	短期借入金	14,411
棚卸資産	3,631	未払法人税等	443
繰延税金資産	270	賞与引当金	403
短期貸付金	711	関係会社整理損失引当金	86
その他	475	その他	2,909
貸倒引当金	42	固定負債	5,944
固定資産	21,145	長期借入金	2,833
有形固定資産	16,416	退職給付引当金	3,001
建物及び構築物	4,616	連結調整勘定	3
機械装置及び運搬具	3,887	その他	107
土地	7,300	負債合計	32,001
建設仮勘定	337	(少数株主持分)	
その他	276	少数株主持分	122
無形固定資産	1,166	(資本の部)	
営業権	1,092	資本金	6,593
その他	74	利益剰余金	3,219
投資その他の資産	3,563	株式等評価差額金	105
投資有価証券	1,800	自己株式	3
繰延税金資産	1,480	資本合計	9,914
その他	307	負債、少数株主持分及び資本合計	42,037
貸倒引当金	24		
資産合計	42,037		

(添付書類3)

連結損益計算書

(自 平成17年4月1日
至 平成18年3月31日)

摘 要	金	額
(経常損益の部)	百万円	百万円
営業損益の部		
営業収益		46,912
売上高	46,912	
営業費用		45,105
売上原価	37,666	
販売費及び一般管理費	7,439	
営業利益		1,807
営業外損益の部		
営業外収益		385
受取利息及び配当金	74	
国庫補助金受贈益	43	
技術供与益等	54	
持分法による投資利益	53	
その他の収益	161	
営業外費用		335
支払利息	160	
固定資産圧縮損	27	
役員退職慰労金	69	
その他の費用	79	
経常利益		1,857
(特別損益の部)		
特別利益		14
投資有価証券売却益	14	
特別損失		501
固定資産減損損失	217	
棚卸資産整理損等	102	
固定資産整理損等	94	
関係会社事業再編損失	86	
税金等調整前当期純利益		1,372
法人税、住民税及び事業税		484
法人税等調整額		26
少数株主利益		21
当期純利益		893

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子法人等の数	10社	日化エンジニアリング㈱、日化運輸㈱、日化エーピーサービス㈱、小名浜蒸溜㈱、日化トレーディング㈱、小名浜配湯㈱、岩手レジン㈱、日化新菱㈱、日化ビジネスサービス㈱、(有)第一機工
非連結子法人等の数	1社	当社は、平成18年3月31日付で日化ビジネスサービス㈱を合併いたしました。 小名浜パワー事業化調査㈱

非連結子法人等の総資産の額、売上高、当期純損益のうち当社の持分に見合う額及び利益剰余金のうち当社の持分に見合う額は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数 1社 小名浜海陸運送㈱

3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等の決算日が連結決算日と異なる会社は次の通りであります。

(決算日 3月30日)

日化ビジネスサービス㈱

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価方法及び評価基準

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

棚卸資産

主として総平均法による原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として定額法によっております。

ただし、当社黒崎工場については定率法(建物については定額法)によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法によっております。

無形固定資産

法人税法に規定する定額法によっております。

なお、営業権については旧「商法施行規則」に規定する5年均等償却、自社利用のソフトウェアについては利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき費用の見積額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、会計基準変更時差異（1,129百万円）については15年による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

関係会社整理損失引当金

関係会社の事業整理に伴い、将来負担することとなる損失に備えるため、当該損失見積額を計上しております。

(4) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

為替予定取引の評価差額は、負債又は資産として繰り延べております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約取引	輸出入取引

ヘッジ方針

当社の内部規程である「デリバティブ取引管理規則」に基づき、実需の範囲で為替変動リスクをヘッジする方針であり、投機目的によるデリバティブ取引は行わないこととしております。

ヘッジ有効性評価の方法

デリバティブ取引の実行に当たり、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件がほぼ一致しており、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動等を相殺することができることを確認しております。

また、予定取引については、実行可能性が極めて高いかどうかの判断を行っております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

5. 連結調整勘定の償却に関する事項

連結計算書類作成会社の投資勘定と連結子法人等の資本勘定の相殺消去は段階法によっており消去差額は原因分析を行った残額を連結調整勘定として、発生年度以後5年間で均等償却しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

1. 有形固定資産減価償却累計額 23,470百万円
なお、減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。
2. 圧縮記帳
国庫補助金等の受入により、機械装置及び運搬具について27百万円の圧縮記帳を行いました。
なお、有形固定資産に係る国庫補助金等の受入により、取得原価から控除している圧縮記帳累計額は機械装置で27百万円であります。
3. 担保に供している資産
有形固定資産 7,815百万円

(連結損益計算書関係)

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

1. 1株当たり当期純利益金額

1株当たり当期純利益	8円50銭
(算定上の基礎)	
当期純利益	893百万円
普通株式に係る当期純利益	893百万円
期中平均株式数	105,101,669株

2. 減損損失

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途・場所	種類
当社小名浜工場(福島県いわき市) 動力設備(ボイラー発電設備等)	建物・構築物・機械装置・工具器具備品

資産のグルーピングは管理会計上の区分によっております。

当社小名浜工場の動力設備のうちボイラー発電設備等について、自社で発電するより電力会社から電気を購入する方が中長期的に有利との結論に達したことにより、当連結会計年度中にボイラー発電設備等を停止し、買電に切り替えることといたしました。

これに伴い、ボイラー発電設備等について固定資産減損損失を計上いたしました。

その内訳は、建物0百万円、構築物98百万円、機械装置119百万円、工具器具備品0百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価格により算定しておりません。

(添付書類4)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

謄 本

独立監査人の監査報告書

日本化成株式会社
取締役会 御中

平成18年5月8日

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 樋口 節 夫 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鈴木 聡 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、日本化成株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第92期連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い日本化成株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(添付書類5)

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書

謄 本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第92期連結会計年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当連結会計年度の監査方針、監査計画等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成18年5月10日

日本化成株式会社 監査役会

常勤監査役 川 村 邦 生 ㊟

常勤監査役 門 屋 利 男 ㊟

監 査 役 内 藤 明 ㊟

監 査 役 山 口 和 親 ㊟

(注) 監査役川村邦生、門屋利男、内藤明及び山口和親は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

(添付書類 6)

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	14,755	流動負債	19,388
現金・預金	528	支払手形	29
受取手形	350	買掛金	4,310
売掛金	9,396	短期借入金	12,473
製品	1,078	未払金	725
半製品・仕掛品	1,157	未払法人税等	395
原料・貯蔵品	772	未払事業所税	21
未収入金	437	未払費用	999
前払費用	124	賞与引当金	218
短期貸付金	702	関係会社整理損失引当金	86
繰延税金資産	179	その他の流動負債	128
その他の流動資産	28		
固定資産	18,219	固定負債	5,429
有形固定資産	14,467	長期借入金	2,804
建物	2,477	退職給付引当金	2,539
構築物	1,370	預り保証金	75
機械装置	3,091	その他の固定負債	8
車両運搬具	11		
工具器具備品	187	負債合計	24,817
土地	6,993		
建設仮勘定	337	(資本の部)	
無形固定資産	1,120	資本金	6,593
営業権	1,091	利益剰余金	1,485
諸利用権	11	当期末処分利益	1,485
ソフトウェア	17		
投資その他の資産	2,632	株式等評価差額金	81
投資有価証券	751	自己株式	3
子会社株式	442		
長期貸付金	12	資本合計	8,158
長期前払費用	163		
繰延税金資産	1,187	負債及び資本合計	32,975
その他の投資等	90		
貸倒引当金	15		
資産合計	32,975		

(添付書類 7)

損 益 計 算 書

(自 平成17年4月1日
至 平成18年3月31日)

摘 要	金	額
	百万円	百万円
(経常損益の部)		
営業損益の部		
営業収益		33,955
売上高	33,955	
営業費用		32,549
売上原価	26,807	
販売費及び一般管理費	5,741	
営業利益		1,405
営業外損益の部		
営業外収益		324
受取利息及び配当金	129	
技術供与益等	54	
国庫補助金受贈益	27	
その他の収益	113	
営業外費用		293
支払利息	134	
役員退職慰労金	69	
固定資産圧縮損	27	
その他の費用	62	
経常利益		1,436
(特別損益の部)		
特別損失		780
関係会社事業再編損失	379	
固定資産減損損失	217	
棚卸資産整理損等	102	
固定資産整理損	81	
税引前当期純利益		655
法人税、住民税及び事業税		270
法人税等調整額		21
当期純利益		406
前期繰越利益		1,052
合併による未処分利益受入額		27
当期末処分利益		1,485

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部資本直入法により処理しており、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

法人税法に規定する定額法

ただし、黒崎工場については定率法(建物については定額法)

無形固定資産

法人税法に規定する定額法

なお、営業権については旧「商法施行規則」に規定する5年均等償却、自社利用のソフトウェアについては利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち、当期に負担すべき費用の見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

未認識項目の費用処理及び費用処理年数

会計基準変更時差異 定額法 15年

未認識数理計算上の差異 定額法 発生の翌年より15年

関係会社整理損失引当金

関係会社の事業整理に伴い、将来負担することとなる損失に備えるため、当該損失見積額を計上しております。

なお、当該引当金は、旧「商法施行規則」第43条に規定する引当金であります。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. ヘッジ会計の方法

為替予定取引の評価差額は、負債又は資産として繰り延べております。

7. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
8. 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

(貸借対照表関係)

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

- | | |
|--|-----------|
| 1. 子会社に対する金銭債権債務 | |
| 短期金銭債権 | 1,796百万円 |
| 短期金銭債務 | 1,079百万円 |
| 2. 支配株主に対する金銭債権債務 | |
| 短期金銭債権 | 1,874百万円 |
| 短期金銭債務 | 1,482百万円 |
| 3. 有形固定資産の減価償却累計額 | 20,486百万円 |
| なお、減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。 | |
| 4. 担保に供している資産 | |
| 有形固定資産 | 7,815百万円 |
| 5. 偶発債務 | |
| 保証予約高 | 781百万円 |
| (うち当社負担割合) | 481百万円) |
| 6. 退職給付債務等残高 | |
| 退職給付債務 | 3,367百万円 |
| 会計基準変更時差異の未処理額 | 437百万円 |
| 未認識数理計算上の差異 | 389百万円 |
| 差引退職給付引当金 | 2,539百万円 |
| 7. 圧縮記帳 | |
| 国庫補助金等の受入れにより、機械装置について27百万円の圧縮記帳を行いました。 | |
| なお、有形固定資産に係る国庫補助金等の受入れにより、取得原価から控除している圧縮記帳累計額は機械装置で27百万円であります。 | |
| 8. 旧「商法施行規則」第124条第3号の金額 | 81百万円 |

(損益計算書関係)

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 子会社との取引高 | |
| 売上高 | 4,231百万円 |
| 仕入高 | 3,920百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 1,222百万円 |
| 2. 支配株主との取引高 | |
| 売上高 | 6,768百万円 |
| 仕入高 | 4,224百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 6,062百万円 |
| 3. 1株当たり当期純利益 | |
| 1株当たり当期純利益金額 | 3円87銭 |
| (算定上の基礎) | |
| 当期純利益 | 406百万円 |
| 普通株式に係る当期純利益 | 406百万円 |
| 期中平均株式数 | 105,101,669株 |
| 4. 減損損失 | |

当期において、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途・場所	種類
小名浜工場(福島県いわき市) 動力設備(ボイラー発電設備等)	建物・構築物・機械装置・工具器具備品

資産のグルーピングは管理会計上の区分によっております。

小名浜工場の動力設備のうちボイラー発電設備等について、自社で発電するより電力会社から電気を購入する方が中長期的に有利との結論に達したことにより、当期中にボイラー発電設備等を停止し、買電に切り替えることといたしました。

これに伴い、ボイラー発電設備等について固定資産減損損失を計上いたしました。

その内訳は、建物0百万円、構築物98百万円、機械装置119百万円、工具器具備品0百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価格により算定してあります。

(添付書類 8)

利益処分(案)

摘 要	金 額
当 期 未 処 分 利 益	1,485,919,393 ^円
計	1,485,919,393
これを次のとおり処分いたします。	
次 期 繰 越 利 益	1,485,919,393

(添付書類 9)
会計監査人の監査報告書

謄 本

独立監査人の監査報告書

日本化成株式会社
取締役会 御中

平成18年5月8日

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 樋口 節夫 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鈴木 聡 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、日本化成株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第92期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、旧商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(添付書類10)

監査役会の監査報告書

膳 本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第92期営業年度における取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じ子会社に対し営業の報告を受けるとともに業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人の独立性を監視し、会計監査人からその監査に関する報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社の行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益の処分に関する議案については、会社の財産の状況その他の事情に照らし、指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (6) 上記の子会社調査の結果、取締役の職務遂行に関し指摘すべき事項は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社の行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても、取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月10日

日本化成株式会社 監査役会

常勤監査役	川	村	邦	生	ⓧ
常勤監査役	門	屋	利	男	ⓧ
監査役	内	藤	明		ⓧ
監査役	山	口	和	親	ⓧ

(注) 監査役川村邦生、門屋利男、内藤 明及び山口和親は、旧「株式会社
の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める
社外監査役であります。

議決権行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 104,949個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第92期利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類8(26頁)に記載のとおりであります。

当期は、前期を上回る利益を計上することができましたものの、財務体質の改善、強化を優先いたしたいことから、誠に遺憾ながら、配当は無配とさせていただきますと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号。以下同じ。)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)並びに「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号。以下同じ。)及び「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款の一部を変更しようとするものであります。

- (1) 現状の事業内容に合わせ、現行定款第2条(目的)について所要の変更を行うものであります。
- (2) 会社法第939条第1項第3号の規定に基づき、公告の方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告による公告ができない場合の措置を明確にするため、現行定款第4条(公告の方法)について所要の変更を行うものであります。
- (3) 会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定める定款第8条(株券の発行)を新設するものであります。
- (4) 会社法第189条第2項の規定に従い、単元未満株式の管理の効率化を図るため、単元未満株式についての権利の一部を制限する定款第9条(単元未満株主の権利制限)を新設するものであります。
- (5) 会社法施行規則第94条等の規定に従い、株主総会におけるより充実した情報開示の観点から、株主総会参考書類等への記載事項の一部をインターネットにより開示することを可能にするため、定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (6) 会社法第310条第5項の規定に従い、株主総会の議決権代理行使を限定する旨、現行定款第16条(議決権の代理行使)について所要の変更を行うものであります。
- (7) 会社法第326条第2項の規定に従い、会社の機関として取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置する旨を定める、定款第19条

- (取締役会の設置)及び第31条(監査役及び監査役会の設置)並びに第6章(会計監査人)を新設するものであります。
- (8) 会社法第332条第1項の規定に基づき、取締役の経営責任の明確化を図るため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第19条(取締役の任期)について所要の変更を行うものであります。
- (9) 会社法第366条第1項の規定に基づき、取締役会の招集権者及び議長の明確化を図るため、定款第24条(取締役会の招集権者及び議長)を新設するものであります。
- (10) 会社法第370条の規定に従い、必要に応じて書面又は電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことを可能にするため、定款第28条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- (11) 会社法第361条及び第387条の規定を踏まえて、取締役及び監査役の報酬等の位置付け・決定方法を明確にするため、定款第26条(取締役の報酬等)及び第35条(監査役の報酬等)を新設するものであります。
- (12) 会社法第426条第1項の規定に従い、取締役及び監査役がその役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって取締役及び監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる規定として、定款第30条(取締役の責任免除)及び第40条(監査役の責任免除)を新設するものであります。なお、当該定款第30条(取締役の責任免除)案の本定時株主総会への提出については、会社法第425条第3項の規定に基づき、予め監査役全員一致による監査役会の同意を得ております。
- (13) 以上のほか、会社法及び関係法令に合わせて用語、表現及び引用条文の変更を行うとともに、条文構成の整理、一部字句の修正、条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号) 第 1 条 (記載省略)	(商号) 第 1 条 (現行どおり)
(目的) 第 2 条 当社は次の業務を営むことを目的とする。	(目的) 第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。
<u>1. 有機及び無機化学製品の製造販売</u>	(1) 有機及び無機化学製品の製造販売
<u>2. 化学肥料、農薬その他の農業用資材及び飼料の製造販売</u>	(2) 化学肥料、農薬その他の農業用資材及び飼料の製造販売
<u>3. コークス、カーボンブラック、タール製品その他の炭素製品の製造販売</u>	(3) カーボンブラックその他の炭素製品の製造販売
<u>4. 電子部品及びその材料の製造販売</u>	(4) 電子部品及びその材料の製造販売
<u>5. 産業廃棄物のリサイクル及び中間処理並びに収集運搬</u>	(5) 産業廃棄物のリサイクル及び中間処理並びに収集運搬
<u>6. 可燃性天然ガスその他鉱物の採掘並びにこれを原料とする製品の製造販売</u>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>7. <u>石油を原料とする製品の製造販売</u> 8. <u>機器装置類の設計製作及び販売</u> 9. <u>住宅の建設及び販売、土地の造成及び販売並びに土木建築用諸資材の製造販売</u> 10. <u>不動産の売買、仲介及び管理並びに利用</u> 11. <u>観光事業、土地利用の事業及び娯楽事業の経営</u> 12. <u>自家用電気事業及び電気供給事業の経営</u> 13. <u>前各号に関連する業務</u> 14. <u>会社運営上必要な事業に対し投資若しくは債務の保証をなし又はその事業を目的とする会社の発起人となること</u> (本店の所在地) 第3条 当社は本店を福島県いわき市におく。 (公告の方法) 第4条 当社の公告は東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(当社の発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は2億株とする。 (自己株式の取得) 第6条 当社は商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(1単元の株式の数) 第7条 当社の1単元の株式の数は1,000株とする。 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式</u>(以下単元未満株式という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p>	<p>(6) <u>石油を原料とする製品の製造販売</u> (7) <u>機器装置類の設計製作及び販売</u> (8) <u>住宅の建設及び販売、土地の造成及び販売並びに土木建築用諸資材の製造販売</u> (9) <u>不動産の売買、仲介及び管理並びに利用</u> (10) <u>土地利用の事業の経営</u> (11) <u>自家用電気事業及び電気供給事業の経営</u> (12) <u>前各号に関連する業務</u> (削除)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は本店を福島県いわき市に置く。 (公告方法) 第4条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は2億株とする。 (自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u> (単元株式数) 第7条 当社の1単元の株式数は1,000株とする。 (第8条第2項に移行)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(第7条から移行)</p> <p>(新設)</p> <p>(基準日)</p> <p>第8条 当社は、毎決算期末日現在の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載された議決権を行使しうる株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その期の定時株主総会において議決権を行使することのできる株主とする。</p> <p>前項その他定款に定めがある場合のほか必要あるときは、取締役会の決議により、予め公告して、一定の日現在の株主名簿に記載された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使することのできる株主又は質権者とする。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定しこれを公告する。</p> <p>当社の株主名簿および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載、単元未満株式の買取り、届出の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</p>	<p>(株券の発行)</p> <p>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>2 当社は、単元株式数に満たない数の株式(以下単元未満株式という。)に係わる株券を発行しない。但し、取締役会において定める株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、以下の各号に定める権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(第12条に移行)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主の届出事項)</p> <p>第10条 当会社の株主及び登録質権者又はその法定代理人はその住所氏名及び印鑑を届出なければならない。</p> <p>外国に居住する株主及び登録質権者は日本国内に通知を受ける場所又は代理人を定めこれを届出なければならない。</p> <p>前2項に変更を生じたときも同様である。</p> <p>前各項の届出をなさないために生じた損害については当会社はその責に任じない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当会社の株券の種類並びに株式の意義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載、単元未満株式の買取り等株式に関する取扱及びその手数料については、本章に規定するもののほか取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(第8条から移行)</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は毎年6月これを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。</p> <p>(招集地)</p> <p>第13条 (記載省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当会社の株式又は新株予約権に関する取扱及びその手数料は、法令又は定款に規定するもののほか取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項にかかわらず必要がある場合は、取締役会の決議によって、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>(招集地)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議長)</p> <p>第14条 株主総会の議長は取締役社長これに当り、取締役社長事故あるときは取締役副社長これに当る。取締役社長、取締役副社長事故あるときは、予め取締役会の定めた順序に従い他の取締役これに当る。</p> <p>(新設)</p> <p>(決議方法)</p> <p>第15条 株主総会の普通決議は出席した株主の議決権の過半数を以てこれを行う。 商法第343条の定めによる決議及び商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を以てこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主が代理人を以て議決権を行使しようとするときはその代理人は当会社の議決権を有する株主でなければならない。</p> <p>(新設)</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序に従い他の取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序に従い他の取締役が議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項の定めによる株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合、株主又は代理人は、代理権を証する書面を、出席する株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の定数) 第17条 当会社に取締役3名以上をおく。</p> <p>(取締役の選任) 第18条 取締役は株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主出席しこれを選任する。</p> <p>取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期) 第19条 取締役の任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第20条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議を以て定める。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役については、取締役会の決議を以てこれを定める。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役会の設置) 第19条 当会社は、取締役会を置く。</p> <p>(取締役の定数) 第20条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第23条 当会社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第24条 取締役会は、取締役会長が招集し、議長となる。取締役会長に事故があるとき又は取締役会長が欠員のときは、取締役社長がこれに代わり、取締役社長に事故があるとき又は取締役社長が欠員のときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(第22条から移行)</p> <p>(新設)</p> <p>(他会社の取締役就任) <u>第21条 取締役が他の会社の取締役に就任するときは取締役会の承認を得なければならない。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集の通知は各取締役及び各監査役に対し会日の4日前までに発する。<u>ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法) 第23条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席しその<u>取締役の過半数を以てこれを決する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会規程) 第24条 取締役会に関しては本章に規定するもののほか取締役会規程による。</p> <p>(新設)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集通知) <u>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の4日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(取締役の報酬等) <u>第26条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(第25条に移行)</p> <p>(取締役会の決議方法) <u>第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略) <u>第28条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会規程) <u>第29条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(取締役の責任免除) <u>第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役及び監査役会の設置) <u>第31条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の定数) 第25条 当会社に監査役3名以上をおく。</p> <p>(監査役の選任) 第26条 監査役は株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主出席しこれを選任する。</p> <p>(監査役の任期) 第27条 監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(常勤監査役) 第28条 監査役はその互選を以て常勤監査役を定める。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第29条 監査役会の招集の通知は各監査役に対し会日の4日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第30条 監査役会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き監査役の過半数を以てこれを決する。</p> <p>(監査役会規程) 第31条 監査役会に関しては本章に規定するもののほか監査役会規程による。</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役の定数) 第32条 当会社の監査役は、6名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(監査役の報酬等) 第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(常勤監査役) 第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の4日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会規程) 第39条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の責任免除) 第40条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>(<u>会計監査人の設置</u>) 第41条 当会社は、<u>会計監査人を置く。</u> (<u>会計監査人の選任</u>) 第42条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u> (<u>会計監査人の任期</u>) 第43条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u> (<u>会計監査人の報酬等</u>) 第44条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第 6 章 計 算</p> <p>(<u>営業年度</u>) 第32条 当会社の<u>営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、営業年度末日に決算を行う。</u> (<u>利益配当金及び中間配当金</u>) 第33条 <u>利益配当金は毎決算期末日現在において株主名簿に記載された株主又は登録質権者に支払う。</u></p> <p>取締役会の決議により、毎年9月30日現在の株主名簿に記載された株主又は登録質権者に対し、<u>中間配当（商法第293条の5による金銭の分配をいう。以下同じ。）を行うことができる。</u></p> <p><u>利益配当金及び中間配当金はその支払確定の日から満3年を経過したときはその支払いの義務を免れるものとする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第 7 章 計 算</p> <p>(<u>事業年度</u>) 第45条 当会社の<u>事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p>(<u>期末配当金及び中間配当金</u>) 第46条 当会社は、<u>株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。</u> 2 <u>当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</u> 3 <u>期末配当金及び中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れる。</u> 4 <u>未払の期末配当金及び中間配当金に対しては、利息をつけない。</u></p>

第3号議案 取締役6名選任の件

第2号議案の定款変更案において、取締役の任期を従来の2年から1年に変更することをお諮りしておりますが、取締役の経営責任の明確化を図るため、取締役松永正大、大兼勝彦、首藤静夫、斎藤和芳、高田忠廣、五十嵐俊明、越智仁、原山博志及び安田正介の9氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任したい旨の申し出がありましたので、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 歴	所有する当社の株式の数
1 まつ なが まさ ひろ 松 永 正 大 (昭和20年8月28日)	昭和44年4月 三菱化成工業（現三菱化学）株式会社入社 平成13年6月 同社執行役員戦略スタッフ部門室長 平成14年4月 同社執行役員経営企画室長 平成15年6月 同社執行役員（経営企画担当） 平成16年4月 同社執行役員兼当社顧問 平成16年6月 当社専務取締役（機能化学品事業部・化成品事業部・無機化学品事業部・購買物流室・西日本支店担当、営業総括） 平成17年6月 当社取締役社長（現任）	23,000株
2 しゅ とう しず お 首 藤 静 夫 (昭和23年5月12日)	昭和47年4月 三菱化成工業（現三菱化学）株式会社入社 平成13年5月 同社戦略スタッフ部門 平成14年6月 江本工業（現エア・ウォーター・エモト）株式会社専務取締役兼三菱化学株式会社グループ関連室長 平成15年6月 三菱樹脂株式会社理事役経営企画室長 平成17年1月 当社理事常務取締役付（総務部・人事部・経理部担当） 平成17年4月 当社理事常務取締役付（総務経理部・人事部担当） 平成17年6月 当社取締役（総務経理部・人事部担当）（現任）	8,000株

氏名 (生年月日)		略 歴	所有する当社の株式の数
3	お ち ひとし 越 智 仁 (昭和27年10月21日)	昭和52年4月 三菱化成工業（現三菱化学）株式会社入社 平成13年6月 同社炭素アグリカンパニー肥料無機事業部長兼当社監査役（平成16年11月30日退任） 平成15年4月 同社炭素・無機部門無機事業部長 平成16年4月 同社無機事業部長 平成16年6月 同社理事無機事業部長 平成16年12月 当社理事経営企画部長兼三菱化学株式会社理事機能化学企画部門無機部長 平成17年6月 当社取締役経営企画部長（現任） 平成17年6月 三菱化学株式会社機能化学企画部門無機部長兼務 平成18年4月 同社機能化学本部無機グループ・グループマネジャー兼務（現任）	5,000株
4	たか だ ただ ひろ 高 田 忠 廣 (昭和25年2月25日)	昭和50年4月 当社入社 平成12年6月 当社化成成品事業部長 平成14年6月 当社理事化成成品事業部長 平成16年6月 当社取締役化成成品事業部長（現任）	11,000株
5	い が ら し とし あき 五十嵐 俊 明 (昭和27年2月27日)	昭和49年4月 当社入社 平成12年4月 当社小名浜工場管理部長 平成15年6月 当社理事小名浜管理部長 平成17年6月 当社取締役小名浜工場長（現任）	3,000株
6	ない とう あきら 内 藤 明 (昭和24年9月19日)	昭和48年4月 三菱化成工業（現三菱化学）株式会社入社 平成13年6月 同社機能化学品カンパニーイオン交換樹脂事業部長兼同カンパニー食品機能材部長 平成14年6月 同社理事機能化学品カンパニーイオン交換樹脂事業部長兼同カンパニー食品機能材部長 平成15年4月 同社理事アメニティライフ部門長兼同部門食品機能材部長兼環境・クリーン部門長 平成17年4月 同社理事機能化学企画部門長 平成17年6月 同社執行役員機能化学企画部門長 平成17年6月 当社監査役兼任（現任） 平成18年4月 三菱化学株式会社執行役員機能化学本部長兼食品機能材部長（現任）	0株

(注) 1. 首藤静夫氏は、日化エーピーサービス(株)取締役社長を兼務し、当社は当該社との間に自動車の購入及び整備の取引があります。

2. 高田忠廣氏は、日化トレーディング㈱取締役社長を兼務し、当社は、当該社との間に資材等の供給、製品の販売等の取引があります。
3. その他の各氏は、当社と特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役内藤 明及び山口和親の両氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任したい旨の申し出がありましたので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)		略歴	所有する当社の株式の数
1	たかみこういち 高見 紘一 (昭和17年9月28日)	昭和42年4月 三菱化成工業（現三菱化学）株式会社入社 平成13年4月 同社常務執行役員情報電子カンパニープレジデント 平成14年4月 同社常務執行役員 平成15年6月 同社監査役（現任）	0株
2	たかだかずのり 高田 和紀 (昭和31年10月17日)	昭和54年4月 三菱油化（現三菱化学）株式会社入社 平成14年4月 同社経理部グループマネジャー 平成14年10月 同社グループ関連室グループマネジャー 平成18年4月 同社機能商品管理部門管理部長（現任）	0株

(注) 高見紘一及び高田和紀の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者であります。また、両氏は、当社と特別の利害関係はありません。

第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

取締役大兼勝彦、斎藤和芳、原山博志及び安田正介の4氏並びに監査役内藤明及び山口和親の両氏は、本定時株主総会終結の時をもってそれぞれ退任されますので、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い妥当な範囲内で、退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役は監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

各氏の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
大 兼 勝 彦	平成14年6月 当社取締役 平成17年6月 当社常務取締役 現在に至る
斎 藤 和 芳	平成14年6月 当社取締役 現在に至る
原 山 博 志	平成16年6月 当社取締役 現在に至る
安 田 正 介	平成16年6月 当社取締役 現在に至る
内 藤 明	平成17年6月 当社監査役 現在に至る
山 口 和 親	平成16年6月 当社監査役 現在に至る

以 上

